

## ICT・メディアとジェンダー問題・ジェンダー統計

### －問題の経過の概略紹介と統計指標体系構築に向けての予備的検討－<sup>1</sup>

伊藤陽一

#### 1 問題の所在

北京行動綱領は、12 重大問題領域中のメディアの項目（本稿 4.1.2(1)-①で紹介する）、また 2000 年会議の「成果文書」<sup>2</sup>ではメディアに関わる第 28 項「成果」で「地方、国内および国際の各レベルで、女性によるメディア・ネットワークが構築され、世界的な情報普及や意見交換、さらにメディアの仕事に携わる女性団体への支援に貢献をしている。情報通信技術、とりわけインターネットの発達により、知識の共有やネットワーキング、電子商取引活動で貢献できる女性の増加を可能にする女性や少女のエンパワーメントのためのコミュニケーションの機会の改善がもたらされた。また、女性によるメディア組織やプログラムが増加し、メディアへの女性の参加や、メディアにおける積極的な女性像の描写の促進という目的が達成されやすい状況となった。職業上の指針や自主的規制を設けてメディアの番組で公正な男女の描写や性差別のない用語の使用を奨励して、否定的な女性像との闘いに成果を見た」と言い、第 29 項目の「障害」で、「ポルノグラフィや固定的意識に基づいた描写など、女性に関する否定的で、暴力的、そして/あるいは品のないイメージが、時には新しい通信技術を利用して様々な形で増加しており、また女性に対する偏見が今なおメディアに残っている。女性によるインターネットをふくむ情報通信技術へのアクセスは、貧困、アクセスと機会の欠如、非識字、コンピュータを使いこなす能力の不足、言語の壁などのため、困難な状況となっている。特に途上国、その中でも女性にとっては、インターネットの基盤の開発やそれへのアクセスは限られている」としている。

<sup>1</sup> 本稿の前半部分の骨子は、経済統計学会・ジェンダー統計研究部会のニュースレターNo.2 (2004 年 8 月 15 日)に掲載している。その後、12 月初旬にかけてウェブサーチをすると、UNDP と BRIDGE などにおいてさらに論議が広がっていることがわかる。しかし、本稿ではメディア論議を後半に挿入する（従って ICT とメディアが一括して叙述されていない部分がある）などの補強にとどめた。本冊子に収録した第二論文の著者 Nancy J.Hafkin からは最近稿も寄せられている。また Gillian G.Marcelle もその後旺盛に活動している。これらの発展をもふくめて、本研究所ではこのテーマを引き続きとりあげていきたい。

<sup>2</sup> この成果文書と後の 4.1.2(1)①の北京行動綱領の訳文は男女共同参画局ウェブサイトに掲載の政府訳を基礎にしながら、幾つかの部分で更に改訳している。

ICTとメディアに関わるジェンダー問題では、これまでメディアを中心に論じられてきており、ICT自体が、独立しては論じられなかったように思われる。しかし、ICTの社会・経済への普及が加速する中で、第一に、ICTの発展が、貧困やジェンダー問題—性別格差・差別—を深刻化させ、さらにはこの利用を通じて配布される情報内容に、性犯罪につながるものがあるなどの危険を持っており、この防止・打開策が必要であること、第二に、特に、生活の全領域に普及しつつあるICTに関しては、女性は訓練と活用の機会が少なく遅れがちであるという格差の下にある点を重視してICTリテラシーを高めることが不可欠であること、第三に、ICTは新しい経済活動、在宅勤務など労働の形態の変化をもたらし、女性の参加の可能性をもたらしうること、また草の根の市民社会活動などに、情報の生産と保有をこれまで独占してきた政府やメディアの枠を超えて、自分たちの新たなコミュニケーションを拓げる手段を提供する可能性がある等、がより大きく注目されるようになった。そして、後述するWSISを契機として国際的な論議が急速に高まり、広がりを見せている。本冊子では、ICTに関わる重要文書の翻訳をしたが、本稿では、一つにはこれらICTとメディア（この分野について伊藤は門外漢なのであるが）に関するジェンダー主流化運動と論議の動向を、北京女性会議や北京+5会議文書等を振り返る形で紹介し、もう一つには、メディアとICTとジェンダーをめぐる統計指標の体系を日本について考えるための足がかりを提供してみたい。

## 2 ICTとジェンダー：経過と論議動向

### 2.1 現在のウェブサイト情報源

まず、このICTとジェンダーをめぐる情報や論議の現時点（2004年12月）での情報源を完全ではないが予め示しておこう。この分野では刻々と興味深いサイトが名乗りを上げている（但し、以下にあげるサイトへアクセスしたのは、2004年後半の様々な時点である）。

- ①Women Watchの国連ジェンダー・女性問題の資源案内、重大関心領域テーマ別の「女性とメディア」（[www.un.org/womwnwatch/asp/user/](http://www.un.org/womwnwatch/asp/user/)）サイト：メディアを中心に、UNESCOやFAOのサイトへのリンク、コミュニケーションや情報がとりあげられ、本稿の問題に関わる情報もある。
- ②世界情報サミット（WSIS—後述）・ジェンダー・コーカス([www.genderwsis.org](http://www.genderwsis.org))：WSISの宣言・行動計画にジェンダー視角導入のために活動した。関連資料を掲載している。
- ③UNIFEM：後述のWSISのジェンダー・コーカスを支援し、国連機関の中では早くからこの問題に注目し活動してきた。WSIS終了後、情報量は減ったが、国際的なプロジェクトを進めている（[www.unifem.org/campaigns/wsis](http://www.unifem.org/campaigns/wsis)、特に同左+/wsis/resourcesに国連他のresourcesサイト掲載）。
- ④UNESCO([portal.unesco.org/ci/en/](http://portal.unesco.org/ci/en/)）：ICTやメディア問題に関わる専門機関なので、ICT and genderで検索すると世界の地域や国の動きを含めかなりのリンクがある。

- ⑤ITU(国際電気通信連合 : International Telecommunication Union)のジェンダー問題サイト ([www.itu.int/gender/index.html](http://www.itu.int/gender/index.html)) : 古い歴史を持ち, 国連成立後専門機関の1つとなった。WSIS の主催機関であり, ジェンダー問題への一定の取り組みがある。
- ⑥インストロー ([uninstraw.org/en/research/gender\\_and\\_ict/](http://uninstraw.org/en/research/gender_and_ict/)) : WSIS に向けタスクフォースを組んだ。Resources サイトに研究者等リストを持つ。
- ⑦アフリカの ABANTU for Development ([www.abantu.org](http://www.abantu.org)) 関連諸サイト ([www.femnet.or.ke](http://www.femnet.or.ke) 他)。
- ⑧ラテンアメリカの諸国会議が 2004 年 10 月に担当相会議を開き ICT を開発に活用する点での政策の具体化を進めている。本冊子がとりあげた Gillian M.Marcelle が貢献している ([www.caricom.org/archives/regional%20ict/ict\\_main\\_page.htm](http://www.caricom.org/archives/regional%20ict/ict_main_page.htm))。
- ⑨Eldis([www.eldis.org/ict/gender.htm](http://www.eldis.org/ict/gender.htm))。スウェーデン, ノルウエー, スイスとイギリスの政府対外援助関係機関からの資金を得て, サセックス大学が運営している開発と ICT に関するサイトであり, 「ICT のエンジェンダリングとは, 単に ICT を女性が一層利用するというのではなく, ICT 体制の変革に関わる・・・」という見地にたっている。
- ⑩APC WNSP (The Association for Progressive Communications Women's Networking Support Programme) : ICT を使った社会改革とジェンダー正義に向けての女性のネットワークを支援する団体 ([www.apcwomen.org/](http://www.apcwomen.org/))。
- ⑪NGO,地域,政府情報を広く含むリンクとして(i)OneWorld.net ([www.oneworld.net](http://www.oneworld.net)) があり, これは(ii)digital opportunity channel ([www.digitalopportunity.org/](http://www.digitalopportunity.org/)), (iii) learning channel ([www.learningchannel.org/article/archive/1759](http://www.learningchannel.org/article/archive/1759)) その他と連携している。このうち, (i),(ii)が gender and ICT について比較的豊富である。

## 2.2 全体的経過

ICT の発展自体を見ると, 主には 1980 年代後半以降, 大規模かつ急速な展開は 1990 年代以降であり, ICT とジェンダーの論議もごく最近のものである。まず, 1990 年前後から若干の研究・論議が現れ, 北京女性会議前後から次第に拡大してきた。ICT と人間開発, 女性と科学技術等の脈絡でもとりあげられ, ICT とジェンダーに絞ってとりあげる文献も 1990 年代後半から現れる。UNCSTD(United Nations Commission on Science and Technology for Development : 国連開発のための科学技術委員会)のジェンダーワーキンググループの 1995 年の報告, 1995 年 11 月の ABANTU for Development の ICT 部門の政策に関する会議, 1998 年の ITU のタスクフォース設置と年次会合開催と関連会議がある。2.1 で示した機関の他に, 国連女性の地位向上委員会の他, EU や英連邦事務局の取り組みがあり, 開発における ICT の重要性に注目して, アフリカ他の地域的会議が盛んである。

## 2.3 WSIS と ICT 論議へのジェンダー視角の導入

### 2.3.1 WSIS

ICT とジェンダー問題が国際的にも広がりをもつに至ったのは, 世界情

報社会サミット (WSIS:World Summit on Information Society) をひとつの契機とする<sup>3</sup>。このサミットは、国際電気通信連合 (ITU) の主導下に、2003年12月10-12日にジュネーブで第一ラウンドが開かれた。ここでは、政府間の取り決めである宣言と行動計画を決めた。会議においてはインターネット管理について、国際組織があたるべきとする意見と、米国籍の非営利団体 ICANN があたる現行方式を支持する意見、またデジタル・デバイド解消のために、新規のデジタル連帯基金を設立するべきとする意見と現行の国際機関や各国間協力でのよい、とする意見など対立があり、2005年のチュニジアでの第二ラウンドに向けて解決しようとしている。WSIS については、国際機関をはじめ多くの団体のウェブサイトが伝えている【8月半ば：google-43万件，yahooで27万件】。政府間文書に対して市民関心が十分には反映されていないとして NGO を中心とする市民社会総会が「市民社会宣言」を発した。

**2.3.2 WSIS での宣言および行動計画とジェンダー・コーカスの活動** 他の国際会議と同じように、会議の宣言・行動計画については、多くの関係者が草案を検討して最終的な文書に至る。会議の開催は2001年12月の国連総会で決定され、世界各地域での会議を配置しながら、準備委員会 (PreCom) で宣言と行動計画文書の準備が進む。この過程で主催者側での NGO の参加や主張の取入れへの消極性が問題になっていた。

最終的な宣言と行動計画についての立ち入った検討は別の機会に譲り、簡単に見よう。宣言は、第一に、Aの「情報社会に関する共通のビジョン」で、世界人権宣言、ミレニアム開発目標、ウィーン宣言、国連宣言等を前提すること、第二に、デジタル・デバイドの克服を語り、ICTはそれ自体が目的でなく、すべての人々の生活の質を恒常させ、対話を促進する手段であること、第三に、特定の階層—若者、移民・高齢者・障害者、貧困者、原住民、島嶼国・内陸国・占領地域等に言及するとともに、12項で女性の地位向上と意思決定への平等で完全な参加のための手段とするとし、Bでは10の重要原則をうたった。行動計画は、A：序文、B：目標、目的、到達目標、C：行動の基本方針 (C1-C11)、D：デジタル・ソリダリティの課題、E：フォローアップと評価、F：WSIS 第二段階 (チュニス) に向けて、の見出しの下に29項目からなっている。

UNIFEM が支援して2002年5月に発足した WSIS ジェンダー・コーカス (GC：[www.itu.int/ITU-D/gender](http://www.itu.int/ITU-D/gender)) は、この宣言・行動計画にジェンダー視角を導入する活動を展開した。9月15-26日の準備会議に向けての草案へのGCの修正提案が公開されている。ここでのGSの立場では、経済発展における女性の重要な役割、指導者・意思決定者への女性の包含、政府代表にジェンダーとICT専門化をふくむ女性を少なくとも30%ふくめるべき、市民社会および産業の代表としての女性を奨励する、ジェンダー平等とICTの相互

---

<sup>3</sup> WSIS に関しては、ICTのWSISサイトマップで検索すれば、関係文書は手に入る。宣言 (最終案) と行動計画、および市民社会宣言の邦訳は、政府関連機関からは提供がなく、財団法人日本障害リハビリテーション協会 (JSRPD) のサイトが提供している ([www.dinf.ne.jp/doc/japanese](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese)・・・)

作用についての研究の必要等をうたい、草案ではジェンダー格差の存在や拡大への認識の少なさ、既存のジェンダーその他の不平等の下では、技術は、その概念、企画、実施において中立的ではないこと、性別の尺度や分析がなければ、情報社会での平等の前進や、深い影響を認定できないこと等を指摘し、行動計画案への修正案を用意した。

ここでは、この時期になお、ICT側の宣言・計画案は、ジェンダーに無関心であり、GSが大掛かりな修正案を提起したことを確認しておこう。確かに、最終宣言と行動計画には、社会的に弱い立場の人々(9e, f, 10c, g)や先住民をうたい、またジェンダー視角にふれる文言は若干織り込まれた(11g, 18b, 19c, 23h, 25c, 27, 28a)。更に会議終了後、UNIFEMの代表他が、ジェンダー平等に向けての勝利を宣言している。しかし最終決議文書に持ち込まれたこれらの部分的修正は勝利なのであろうか。

**2.3.3 WSIS 市民社会の宣言** この政府間取り決めとしての公式の宣言と行動計画の一方で、市民社会グループが「我々の声と、我々が共同で表明した一般的関心事項は、サミット文書には、十分には反映されていない」として、市民社会宣言 *Shaping Information Society for Human Needs* を発した。この市民宣言は、1. 我々が理想とする社会、2. 中心原則と課題〔2.1: 社会的正義と人中心の持続可能な開発、2.2: 人権の中心的役割、2.3: 文化、知識および公共的領域、2.4: 利用環境の整備〕、3. 結論、からなり、1. で、男女平等と全ての世代の男女の参加、2. 中心原則および課題の冒頭で、両性の平等をうたい、2.1.3 でジェンダー公正、2.2.6 で女性の権利、という独立のセクションを設け、結論では、公正な情報社会の完全な実現のために、その概念と手段および実施における市民社会の完全な参加が必要であること等を指摘している。公式の宣言と行動計画は、これに沿った各国での今後の取り組みの進捗が監視・評価されるものとして重要であるが、内容的には、市民社会宣言の方が、ジェンダー平等の追求においてはより明確である。市民社会宣言は、この点でICTとジェンダーに関する基準文書というべきである。

## 2.4 ICTとジェンダー問題研究—G.M.Marcelle<sup>4</sup>の論議の紹介—

ICTとジェンダー問題の研究は、上述の動向に含まれているが、まずUNCSTDのGender Working Groupが科学技術とジェンダー及び開発問題にかかわる研究の一部として取り上げ、1998年にITUのテレコミュニケーション開発局(BTD)局長の準諮問機関として設置されたタスクフォースでより本格化し、研究が広がりを見せている。研究の中心人物の1人はG.M.Marcelleである。著者は、(2000)で、無批判的な世界情報社会の登場の告知があるが、それらはICTsの普及を構造的、制度的脈絡の中では検討しない、と指摘し、「ICTsの急速な普及は、持続可能な人間開発(SHD: Sustainable Human

---

<sup>4</sup> Gillman M.Marcelle(2000) “Transforming Information & Communications Technologies for Gender Equality”, UNDP, *Gender in Development Monograph Series #9*. (本冊子所収第1論文). G.M.Gillman は、英連邦中心に活動してきたICTとジェンダーについての専門家国際機関の助言者でもある。

Development) とジェンダー平等に、危機と機会の両方を創り出す。というのは、この普及の主たる力は、自動的に SHD とジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けて展開するものではないからであり、・ ・多くのレベルで積極的な介入が必要である」といい、多面的な前線での介入の課題を主張する。著者は、第一に、ICT 部門の変革がないまま女性を統合するのではなく、ICT 部門の変革—ICT 企業内での高い地位での女性の少なさ、企業内のフレキシブルな雇用慣行によるペイ・エクイティの実施可能性の低さ、企業内での組織文化などの価値（攻撃的、危険を冒すこと、目標がただひとつで速やかな決定と「帳尻り」意識）が女性に不利に働いていること—が必要なこと、第二に、ICT 市場の構造は、消費者としての女性を十分にはくみこまず、ICT 市場に向けての政策と規制は、国際機関をふくめて、ジェンダー化されていること、を指摘する。著者は、ICT 領域でのジェンダー関係の変革の課題をとりあげ、ICT を女性の地位向上のための道具とするために、情報の収集と配布、運動の組織化、女性の人権の監視・保護、安価な手段の提供、生産システムへの女性の統合や世界市場での女性に関する活動の成功例は少ないが、活用の余地があることを指摘し、アイデアや研究の展開を振り返り、特に国際機関—ここでは民間の利害関係者をふくむ多角的開発機関が重視される—や国内機関の制度改革等を論じている。

### 3 ICT とジェンダー統計

#### 3.1 ICT とジェンダー統計論議—国際動向

これら問題がどうジェンダー統計の問題にかかわるか。WSIS の行動計画は、E. フォローアップおよび評価、を持つ。その第 28 項は「行動計画の目標、目的および到達目標の実施のフォローアップをするために、様々な国の事情を考慮して、比較可能な統計指標および調査結果を通じて、現実的な国際的パフォーマンスの評価と（質的および量的な）ベンチマーキングを開発すべき」といい、a から f でより立ち入った論議をする。すなわち、a. 関係各国と協力して、ICT 開発（デジタル・オポチュニティ）合成指数を開発し、利用を開始しなければならない。この指数は『ICT 開発報告書』に毎年あるいは隔年毎に発表されう。この指数には統計を示しうるが、報告はジェンダー分析をふくめて、各国の事情に基づいて政策とその実施に関する分析作業が示されよう。b. 地域社会のつながり指数をふくむ適切な指標とベンチマーキングは、国内および国際的な次元でのデジタル・デバイドの大きさを明確にし、それを定期的に評価し、ミレニアム宣言をふくむ国際的に合意された開発目標を達成するための、ICT 利用の世界的な進捗状況を監視するものであるべき。・ ・ d. 資金を提供した ICT プロジェクトが、女性と少女に与える影響を評価するため、ICT の利用とニーズに関するジェンダーに即した指標を開発し、パフォーマンスの測定可能な指標を確認すべきである。・ ・ f. 全ての国と地域は、情報社会に関する統計情報を提供するため、その重要な側面についての基本的指標と分析を伴った道具を開発すべき。開発のレベルの違いを考慮して、一貫した国際比較可能な指標体系を構築

することを優先すべき」と記述している。

さらに、ICTの活用自体がジェンダー問題に関する情報やジェンダー統計を生産・配布するための有力な手段である。この点で、ICTとジェンダー問題・ジェンダー統計は、より大きな意味を持つ。

ICT分野のジェンダー区分を持つ統計の研究もなおわずかである。N.J.Hafkin<sup>5</sup>は、統計なしでは可視性がないこと、ICTはジェンダー中立的ではないことを指摘し、ICTに関して、アクセスと利用、内容、雇用、教育、ICT政策、ICTでの意思決定における代表性、ICTの男性と女性への影響に関する統計の必要を語り、政府統計とマーケットリサーチ会社の統計を幾つかの国について検討し、この分野の統計は少なく、統計収集に関して体系的アプローチや調整された方法はないことを指摘している。

ICTの経済や社会への浸透自体を、統計によってどう把握するか自体が、IAOSほか国際的な統計論議の重要なテーマになって数年たつ。計画や政策は、今日では国際的にも国内的にもその実施状況が監視・評価されるところとなり、統計と統計指標は不可欠である。ジェンダー視角をもったICT関係の統計生産と提示、統計指標の開発、そして統計分析等に関して、統計研究に大きな未開拓の領域を提供しているのである。

### 3.2 日本におけるICTとジェンダー論議およびジェンダー統計視角

日本は、情報産業の拡大を進めながら、情報社会としての国家的戦略等において合衆国他には10年以上の遅れを持つと言われていた。しかし2000年の情報通信技術戦略本部とIT戦略会議の設置、IT基本戦略の決定、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」の施行（01年1月6日施行）を大きな契機として、2001年のIT戦略本部の設置以後e-Japan戦略や年次計画の実施他、関連法規の制定や制度整備等は矢継ぎ早やである。ここで最新版の2004年版計画（6月16日決定）を参照してみる。

本文で100ページを超えるIT戦略本部のこの文書は、(1-2)先導的7分野の6. 就労・労働」で、「多様な就労形態の選択を可能にすることで、・・・ひいては、就業と家事・育児・介護の両立が可能になる等、男女が共同して参画する社会の実現にも資する」と語り、施策として、「女性の25歳以上44歳以下の労働力率を70%になるようにする」と「女性のチャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備」（内閣府および関係府省）を掲げ、「企業・事業拡大支援による就労機会の創出・拡大」では、「起業希望者に占める実際に起業者の割合を、男女とも30%になるようにする」、また「市民活動活性化モデル事業（市民ベンチャー事業）」において、「まちづくり、生活支援等の分野で女性や高齢者が中心となっていく市民活動のうち、ITを有効に活用して地域の新事業・雇用の創出に寄与する特に優れた事業を・・・50件ほど選定し、活動の立ち上げ、企業化を支援し、全国への普及を図

---

<sup>5</sup> Nancy J.Hafkin(2003) “Some thoughts on gender and telecommunication/ICT statistics and indicators” ITU-WICT-46E Rev.1（本冊子所収第2論文）

る」(経済産業省)をいう。計画には、国際政策やアジアの e-learning, 人材・教育やデジタル・デバイドの項目もあり、障害者・高齢者等への言及がある。しかし、上述以外には、ICTにおける男女別の状況や計画・目標等は、一切とりあげていない。

先の WSIS の総務省による概略紹介にしても、ジェンダー問題への言及は一切ない。ICTに関わる政府機関、関係団体のすべてが男性支配的で、ジェンダー視角あるいは女性の姿は薄いように見える。

折から、女性関係の学会や自主的グループが、「ICT とジェンダー」をとりあげはじめた。研究界や市民運動からの、ジェンダー統計をふくむ政策の監視・評価や問題提起が必要である。

## 4 メディアとジェンダー問題

### 4.1 情報源と論議動向

#### 4.1.1. ウェブサイト情報源

まず、メディアとジェンダーをめぐる情報や論議の現時点(2004年12月)での情報源としての主要なウェブサイトを示しておく。Google で”media and gender”を検索してみると、1060万件、yahoo では408万件をヒットする。これらのうちから主なサイトを拾い上げてみる。これらの提示はなお完全ではない。

- ① Women Watch : 国連ジェンダー・女性問題の資源案内、重大関心領域テーマ別の「女性とメディア」([www.un.org/womwnwatch/asp/user/](http://www.un.org/womwnwatch/asp/user/))サイトが出発点となる。
- ② 国連女性の地位向上部 : 2002-2006年の作業プログラムの一部として「メディア、情報とコミュニケーションへの女性の参加とアクセス、その女性への影響および女性の地位向上とエンパワーメントの道具としてのその利用」をトピックに入れ、2003年、2005年のWSISをとりあげている([www.un.org/womenwatch/daw/egm/media2002](http://www.un.org/womenwatch/daw/egm/media2002))([www.un.org/womenwatch/daw/csw/47sess.htm](http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/47sess.htm))。
- ③ UNESCO : UNESCO は発展途上国・移行国での「自由で多元的な」メディアを促進する国際プログラム(IPDC)を、1980年以降持っている点で注目されるが、メディアとジェンダーについては、Communication and Societyの中にサイトを持っている([www.unesco.org/webworld/com\\_media/society\\_women.html](http://www.unesco.org/webworld/com_media/society_women.html))。
- ④ WOMENACTION : 2000年の北京+5会議に向けてのNGOをふくむ活動体であるWomenactionがメディア問題についてのむサイトを持つ(Alternative Assessment of Women and Media based on NGO Reviews of Section J, Beijing Platform for Action)([www.womenaction.org/cws44/altrepeng.htm](http://www.womenaction.org/cws44/altrepeng.htm))。
- ⑤ 南アフリカ地域のNGOのメディアに関するGender Links and the Mediaが2004年9月12-15日にGender and Media(GEM)Summitを開催したなど注目される([www.genderlinks.org.za/gemsummit/gemsummit.asp](http://www.genderlinks.org.za/gemsummit/gemsummit.asp))。



- ⑥ 研究に関わっては、women's study 一般へのリンクは、例えば、メリーランド大学・カレッジパークのデータベース([www.womensstudies.umd.edu/resources.htm](http://www.womensstudies.umd.edu/resources.htm)), ボルティモアのサイト ([reserach.umbc.edu/~koreman/wmst/links.html](http://reserach.umbc.edu/~koreman/wmst/links.html)) が有効である。ここからたどると Media Report to Women ([www.mediareporttowomen.com](http://www.mediareporttowomen.com)) などを見ることができる。
- ⑦ アイオワ大学コミュニケーション学部の資源へのリンク集 = Gender, Race and Ethnicity in Media が女性・ジェンダーとコミュニケーションおよびメディアのリンクを持つ([www.uiowa.edu/~commstud/resources/GenderMedia sorted txt.html](http://www.uiowa.edu/~commstud/resources/GenderMedia%20sorted.txt.html))。 .
- ⑧ 異色のものとして、キリスト教系の団体であるが、女性の地位向上のための狙いを持って活動をしている WACC(the World Association for Christian Communication) は、世界的なメディア内容の監視を行っている ([www.wacc.org.uk/](http://www.wacc.org.uk/)・・・)。
- ⑨ 日本では、「メディアの中の性差別を考える会」とこの分野での研究者・斉藤正美氏とによって設計されている「ジェンダーとメディア」サイトが、市民サイドを中心とする各種情報へのリンクを持っている ([homepage.mac.com/saitohmasami/](http://homepage.mac.com/saitohmasami/))。

#### 4.1.2 論議と経過

上述の情報源にはあげていないが、「メディアとジェンダー」という項目をたてれば、更に研究分野—ジェンダー研究、メディア研究、教育学等々で、多くの研究の蓄積がある。ここには研究者個人あるいはグループによる事例分析や小規模調査が数多くある。また大学や社会教育その他でも関係科目が多数開設されている。これらも参考になる。しかしここでは、問題関心をあくまでメディアとジェンダーに関わる関連統計指標の収集は可能か、という点においている。以下、国連世界女性会議関連の情報と主要論文を1つ紹介する形で、関連する問題の概略に簡単にふれる。

##### (1)1995年北京世界女性会議と2000年会議

①北京女性会議の行動綱領は重要問題の1つとしての「J:女性とメディア」の下に234-245項でとりあげた。

「234: この10年間、情報技術の進歩が、国境を越えて公共政策及びとりわけ子どもと青年の個人的な態度と行動に影響を与える地球規模の通信ネットワークを推進してきた。メディアが女性の地位向上に更にはるかに大きな寄与を行う可能性は、いたるところに存在している。

235: 通信部門の職業に携わる女性の数は増加しているが、意思決定レベルの地位を獲得した者、又はメディアの政策に影響を持つ理事会や管理機関で働く者はほとんどいない。ジェンダーに対する感受性がメディアに欠如していることは、公共及び民営の、地方、全国及び国際メディア機関に見られるジェンダーに基づく固定観念を排除できなかったことを示している。

236: メディア通信—電子、活字、視聴覚—において継続的に写しだされてきた消極的で屈辱的な女性像は、改められなければならない。ほとんどの国の活字及び電子メディアは、変りゆく世界における女性の多様な生活と社会への寄与についてバランスよく描写していない。さらに、暴力的な、屈辱的な、あ

るいはポルノグラフィじみたメディア作品もまた、女性及びその社会参加にマイナスの影響を及ぼしている。女性の伝統的な役割を強化する番組編成も、同様に制限的になりかねない。世界的な消費主義の傾向によって、広告及び広告放送の宣伝文句がしばしば女性を主として消費者として描き、あらゆる年齢の少女及び女性を不適切に標的とする風潮が生まれてきた。

237：女性、その技能、知識、及び情報技術へのアクセスを高めることによって、エンパワーされるべきである。これは、国際的にマイナスの女性描写と闘い、重要性を増しつつある業界の権力の濫用の諸事例に挑む女性の能力を強化することになるだろう。メディアの自己規制の仕組みが創設及び強化され、ジェンダーに基づく偏向を持つ番組編成を排除するための取組みが開発される必要がある。大半の女性は、特に途上国において、拡大する電子的な情報ハイウェーを効果的に利用できず、そのために、既存のものに代る情報源を提供するネットワークを築き上げることができない。したがって女性は、新技術の進展と影響に完全に参加するために、その開発に関する意思決定に関与する必要がある。

238：メディアの活用の問題に対処するに当たり、政府その他の行為者は、すべての政策及び計画の中心にジェンダーの視点を据える、積極的で目に見える政策を促進すべきである。」

行動綱領は、戦略目標として、J.1、J.2の2つのそれぞれにおいて、政府、国内・国際メディア・システム、NGO及びメディア専門家団体のとるべき行動を列挙した。一部を簡略化して示すと以下の通りである。

**J1：メディアおよび新たな通信技術における、またそれらを通じた表現および意思決定への女性の参加とアクセスを高めること。**

政府—(a)女性の教育・運連・雇用を支援、(b)調査の支援とメディア政策の見直し、(c)管理、番組、編成、教育、研究を含むメディアへの女性の完全かつ平等な参加の促進、(d)すべての諮問、管理、監督又は監視機関への女性及び男性の任命で男女のバランスをとる、(e)女性のニーズ・関心事項が適切に取り組みられるよう、女性のための女性による番組数の増加を、表現の自由と矛盾しない範囲で奨励する、(f)電子ネットワーク、ICTを含む女性のメディア・ネットワークを、奨励し、認識するとともに、活動している女性団体を支援する、(g)先住民の様々な文化形態及びこの点についての社会・教育問題の開発に関する情報を普及するために、国営メディア番組を創造的に利用するための手段及び報奨措置を、国内法の枠組み内で奨励・提供する、(h)国内法の枠組み内でメディアの自由およびその後の保護を保障し、開発および社会問題へのメディアの積極的な関与を、表現の自由に矛盾しない範囲で奨励する。国内及び国際メディア・システム—バランスのとれた多様な女性描写を促進し、製作及び意思決定への女性及び男性の一層の参加を促す、自主規制を含む規制の仕組みを開発する。

政府・女性の地位向上のための国内本部機構—(a)女性が情報を生み出せるよう試験的取り組みや教育・訓練プログラムの開発を促進する、(b)民主的な過程への女性の参加を強化する手段として、新技術をふくむ通信システムの利用を奨励する、(c)女性のメディア専門家の人名録を編纂する、(d)バランスのとれた固定観念にとらわれない女性描写を促進するため、職業上の指針及び行動規範又はその他の適切な自主規制の仕組みの開発への女性の参加を奨励する。

NGO 及びメディア専門家団体—(a)女性のニーズと関心が適切に反映されるようにメディアを監視し、メディアと協議することができるメディア監視団体の設置を奨励する、(b)情報技術をより一層利用するように、女性に訓練を与える、(c)NGO、女性団体、メディア専門家団体間のネットワークを作って、情報プログラムを開発し、これら団体間の南南および南北対話を支援して、国際レベルでの通信への女性の一層の参加を促進する、(d)先住民その他の少数民族の文化を反映するメディア形式を適切な言語で開発し、これらの伝達形式を利用するように奨励する

## **J2：メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること。**

政府・国際機関—(a)バランスのとれた描写の促進を目的とした、情報、教育及び通信戦略の調査研究の実施を促進する、(b)メディア及び広告機関に対して、行動綱領に関する意識を啓発する特別プログラムの開発を奨励する、(c)メディアの所有者及び経営者を含むメディア専門家のために、ジェンダーに対する感受性を養う訓練を奨励する、(d)メディアに対し、女性を、創造的な人間、中枢的な行為者、開発の過程への寄与者およびその受益者である存在としてでなく、劣った存在として表現すること、また性的対象及び商品として搾取することをやめるように奨励する、(e)メディアで見せつけられる女性差別主義者的な紋きり型は男女差別であり、本質において品位をおとしめるものであり不快である、という考え方を促進する、(f)メディアにおけるポルノグラフィ及び子どもへの暴力の描写に対し、適切な立法を含め、効果的な施策を講じ、そのような施策を開始する。

マスメディア及び広告機関—(a)固定観念にとらわれない女性像の描写を促進するために、表現の自由に矛盾しない範囲で、職業上の指針及び行動規範その他の自主規制を開発する、(b)広告を含むメディアにおける女性関連の暴力的、屈辱的又はポルノグラフィ的な題材に対処する職業上の指針及び行動規範その他の自主規制を、表現の自由に矛盾しない範囲で、開発する、(c)地域社会、消費者及び市民社会にとって関心のあるすべての問題に関して、ジェンダーの視点を開発すること、(d)メディアのあらゆるレベルにおける意思決定への女性の参加を促進する。

メディア、NGO 及び民間部門—適当な場合には、女性の地位向上のための国内本部機構と協力して—(a)男女の平等と固定観念にとらわれない男女の家庭内の役割を強調し、配偶者及び子どもへの虐待、家庭内暴力を含む、女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶を目的とした情報を普及するメディア・キャンペーンを通じて、家族的責任の平等な分担を促進する、(b)特に若い女性のための役割モデルを提供するために、わけても母親、専門職、管理職及び起業家としての仕事と家族的責任の両立を含め、しかしそれに限定しないで、指導的地位につくまで多くの異なった生活経験を経ている女性指導者に関するメディア素材を製作し、及び/または普及する、(c)女性の人権に関する情報を普及し、女性の人権への認識を高めるために、公共及び民間の教育プログラムを利用した大規模キャンペーンを促進する、(d)女性とその関心事項に関する情報を女性に普及するために、既存のものに代わるメディアの開発及びあらゆる通信手段の利用を支援し、適当な場合には資金を提供する、(e)

メディア・プログラムに関するジェンダー分析を適用するために、アプローチを開発し、専門家を訓練する。

②**2000 年会議**の成果文書での成果と障害については、本稿冒頭の 1，で紹介した。それは第 28 項で 5 年間の成果を示し、インターネットの発達等によってコミュニケーションやエンパワーメント、さらには積極的な女性描写の可能性が高まったとする一方で、第 29 項で障害として、ポルノグラフィや固定的性別意識に基づく描写が残り、情報通信技術へのアクセスが欠如あるいは限られていることを指摘している。成果文書は、新たな課題にふれた第 3 章の第 40 項で、科学技術を取りあげ、技術変化は、平等なアクセス機会と十分な研修さえ受けられれば、あらゆる分野であらゆる女性に新たな機会をもたらすことを指摘しながら、世界中の女性が新しい通信技術を有効に活用している状況にはない・・・』という。

そして第 4 章「行動綱領の完全かつ更なる実施の達成及び障害克服のための行動とイニシヤチブ」の B：国内行動の第 82 項の(i)で少女に対する科学、数学情報技術を含むニューテクノロジーの教育の奨励・支援、C:国際レベルでの行動の第 85 項(c)で、ジェンダー新しい情報技術への取り組みの支援、第 99 項(a)で人権教育での協力、第 100 項(a)で「メディアや情報産業に対し、表現の自由に矛盾しない範囲でジェンダー固定観念を払拭し、バランスのとれた男女の描写を進めるための行動規範、職業上の指針その他自主規制型の指針を採用し、又は策定することを奨励して、男女が生産者及び消費者として特に情報通信技術分野において平等なアクセスを促進するように、国内・国際レベルで、民間部門の関係機関やメディア・ネットワークと協力する」、(b)「特に、新情報通信技術の利用を通じ、女性がネットワークを構築し、推進し、ネットワークにアクセスできるよう、その能力開発を支援する計画を策定する。ここにはこの点における女性 NGO の能力開発プログラムの開発及び支援も含まれる」、(c)「男女平等・開発・平和の実現に関する『女性の視点からの歴史 (Herstories)』をふくめて、女性の体験からの情報、研究、長所や教訓の世界的な共有を一層進めるため、インターネットなどの新しい情報技術に資本投下するとともに、新技術がこうした目標達成のために果たするその他の役割について研究する」を掲げている。この文書ではインターネットのめざましい発達の中で、インターネットを含む ICT 訓練やアクセスについての論議がより比重を増したように見える。他方で、メディアに関しては、内容として女性についてのポルノグラフィや女性についての固定的役割分担にたった描写等の克服が引き続いての問題であることを指摘している。

**(2)女性の地位向上部専門家会議報告書(2002)<sup>6</sup>** 国連女性の地位向上部 (DAW) の「メデ

---

<sup>6</sup> Division for the Advancement of Women, Department of Public Information (DPI), ESCWA・UNESCO(2002) “Participation and Access of Women to the Media, and the Impact on and its Use as an Instrument for the Advancement and Empowerment of Women “, Report of the Expert Group Meeting

アイへの女性の参加とアクセス，女性へのその影響，および女性の地位向上とエンパワーメントの道具としてのその利用」についての専門家グループ会議(2002年11月)での報告書の概要を示してみよう。この会議の基本報告は，この分野でのリーダーの1人 Margaret Gallagher が用意しており<sup>7</sup>，報告書にかなりの部分が織り込まれている。小見出しを伊藤がつける形で内容をメディアについての論述部分について紹介する。

**1)経過** メディアと女性の問題は，国連世界女性会議の初期には二次的問題とみなされていたが，衛星コミュニケーションの拡大で，社会のあらゆるレベルでの考えと行動へのメディアの影響が十分明らかになった1990年代以降，95年の世界女性会議でもメディアの問題は12大問題領域に位置づけられ，更にその後5年間で中心課題になり，複雑化した。

**2)現状** コミュニケーション政策ではごくわずかしがジェンダー問題を考慮していない。このこと自体が政策形成者によって意識されていない。基本的問題は意思決定・政策形成者におけるジェンダーの意義，その影響，そして政策枠みにジェンダー次元を入れる自覚を育てることと政策形成過程内の意思決定への女性の参加である。ここでは法律と政策，女性の権利にそって沈黙の文化を破って，意見をいい，行動を起こすことが重要であり，市民社会組織の役割もある。

UNESCO のデータはマスコミやジャーナリズムでの女性従事者の数の増大を示しているが，上級の意味決定での女性は少なく，新しいIT部門でも同じであること，少数の女性が良く見えるところで成功していることが，大半の女性がそうでないことをあいまいにしていること，例えば，政治，ビジネス，スポーツ・ジャーナリズムでは女性が少ないし，有色およびエスニック的マイノリティ，社会的に排除されている集団の女性が少ない。ここでの障碍は，社会的役割と社会の姿勢，過程と職業の両立を可能にする制度的支援の欠如，セクハラ，訓練の欠如，意思決定が行われる男性のネットワークからの女性の排除と，労働時間や（幾つかの国での）交代制がある。

女性が排除される他の理由は，内容を重要視しないメディア体制の商業主義の増加がある。内容ぬきのエンターテイメントや有名人を優先する傾向，参入する若者は，競争と激務，権力への依存が昇進につながることを見出す。政治的な権力的争いを好まぬ女性もいる。これらをふまえた訓練が必要になる。

**3)メディアによる配布情報の内容** 女性はいまだジェンダー描写の基本的パターンを変革するに至っていない。例えば，女性が紛争時の民間人の死亡，HIV/AIDS，人身売買など中心にいるときでさえ，女性の声が聞こえてこない。この理由も複雑であり，商業主義の強化が，エンターテイメントに重点を置くように変化したこと，メディア組織の競争の強化でジャーナリストは注目されることを志向していること，ここでは，女性は男性が定めた職業的規範に適應することを余儀なくされていること，微妙な政治的・社会的問題を公

---

<sup>7</sup> Margaret Gallagher(2002), "Women, Media and Democratic Society: In Pursuit of Origins and Freedom", EGN/MEDIA/2002/BP.1

的にしようとするメディア女性が極端な批判や宗教的・文化的価値によって評判を落とされることもありうる。女性を周辺部から中心に置く努力においてインターネットやコミュニケーションシステム、NGOが有効である。

メディアの内容の改造での前進は少ない。女性の表出は少なく、ステレオタイプ下の役割でえがかれている。貧困者、障害者、高齢女性あるいはエスニック・マイノリティは見えない形になっている。若い女性はメディアや企画の商業的利害を促進するために、その性的イメージを利用する点でだけ過度に見えやすい。過小表出と内容の誤ったメディア内容の表現が継続している点で、意思決定への女性の参加が内容の改善をもたらすという仮定が再吟味され、内容を決定する制度的政策、専門的価値および商業的利害を考慮すべきこととされた。

商業ケーブル、衛星TV、国営放送の民営化が、一層の商業主義的内容を促進し、女性の表現に新しい緊張と紛争をもたらしている。メディアの構造と秩序を男性が支配している中では、世界や何が重要かという点には男性的見方が反映している。したがって、女性の描写の問題は、メディア制度内と広い社会での権力の不均衡に根ざしているのであり、女性の権利が真に理解され、尊重され、社会でもメディアでの実行される社会的・政治的変革が必要とされる。

**4) 障害克服の方向** ここからの前進する道の第一は、関係者間の交流や対話、主流的メディアの中の重要な活動者との直接的な関与、そこでのメディアでのジェンダー視角の導入の促進がある。このような直接的関与は、a) ジェンダー平等は表現と情報の自由による本来的なものである、b) 責任を伴う権利およびメディアは、女性と男性に等しい声を保証し、両性の情報ニーズに奉仕する義務を持つ、c) ジェンダーの自覚はより優れたメディア実践を生み出す、などを前提している。そして、メディアでのジェンダー平等と自覚の促進を、人権や民主的価値というより広い枠組みと、品質および専門性に位置づける。直接的関与は、研究と文書化、参考文献のデータベースや評価基準の創設をふくむ。

第二は、メディアの消費者について、ジェンダーに特別の焦点をおいた革新的メディア・リテラシー・プログラムを一般大衆に使い、メディアの活動をめぐる種々のタイプの批評や論争を行うようにし、聴衆の中にメディア批判技能の発展の助けとすること。

第三は、メディア中心の生産と内容からメディアやコミュニケーションに関連する事項の市民中心への移行であり、女性団体と市民社会グループは、メディア活動やコミュニケーション研究の両方でジェンダーへの敏感性を促進し、市民がメディアについてのより自覚的になり、情報の権利、ますます認められてきているコミュニケーションの権利を促進するうえで協働できる。

**5) 新しいICTの出現・普及** これを利用できる者には便宜をもたらしたが、所有と利用に関わる格差があること、新しいメディアは希望・期待をもたらしたが、既存のメディア産業で知られているジェンダー隔離が、新メディアの中で再生産されていること、男性は高給な創造的職務に従事する一方、女性はデータ入力などの単一作業で多く低給与である。

ソフトウェアの生産に、女性がいないことは、女性の見方、知識や利害を失わせている。このことは、ICTの内容で、商業分野で性的あるいはまた多くの性差別的な内容で特徴づけられることになっている。インターネット経由の販売の10%が、性的—その大部分がポルノーと推定されている。こういった内容の宣伝・販売促進における攻撃的な仕方は、女性や子どもに対する大きな、好ましくない反動である。インターネットの内容では、その出所とニュースの優先性において、地球のある地域のあるメディアからのニュースと見方が支配するという予測できる形を反映している。

## 5 日本におけるメディア・ICTとジェンダー問題に関する統計指標をめざして

**5.1 ICT・メディアとジェンダー統計指標** ICT・メディア領域においては、特にICT部門の急速な発展・普及とともに必要な統計指標も変化してきている。統計指標に向けて2000年以降の主な論議を追ってみる。

### 5.1.1 必要統計指標をめぐって

**(1) ECE ジェンダー統計サイト論での提起** 必要統計指標を語る際に、さしあたりの出発点として良いECEジェンダー統計サイトに関する2000年段階の論議では以下の通りであった。

- ① ジェンダー問題としては、「相対的にわずかの女性しか、ジャーナリストとメディアの生産者としてのキャリアを持っていない」、「新技術に基づく幾つかの職業に就くことは、女性にとっては難しい」、「ジェンダーに基礎をおく社会的・文化的要因は、少女や女性たちのインターネット技能に影響を与える」がとりあげられ、
- ② 必要な統計としては、2000年11月の提案の段階では、(i)総人口中のインターネット利用者の%、(ii)総インターネット利用者中の女性の%、(iii)マスコミュニケーションと文書化(documentation)分野での女性の第3レベル(教育—高等教育)の卒業者の%、(iv)女性のジャーナリストの%、が掲げられ

2001年5月の最終報告では、将来指標として、(i)資格/賞状につながるIT課程を学修している学生、その性別分布、(ii)インターネットの利用者、その性別分布、が選択されていた。

このサイトの論議は、国連ヨーロッパ経済委員会地域の諸国を念頭に、入手可能か近く入手可能な指標であるという当時の現実をふまえて、なおかつ諸分野からごくごく絞り上げた指標のみを提起しているという限界を考慮しなければならない。しかし、ともかく現時点から振り返って評価するなら、立ち入った指標の提起は無かったに等しいといえる。

**(2) N.J.Hafkin(2003)による検討** 本冊子で第2論文として所収したN.J.Hafkin(2003)の論議を表に要約すると表1のようになる。Hafkinは、この分野別に統計指標をめざして一定の検討しているが、いまだ適切な統計指標が具体化されているわけではない。

**(3) WSIS(2003)での言及** そして3.1で紹介したWSISの行動計画のフォローアップと

評価において統計指標への言及があった。しかし、ここでもなお、必要指標が一般的に語られるにとどまり、具体化されてはいなかった。

### 5.1.2 データの入手可能性－国際的に

他方で、関連統計の入手可能性はどうだろうか。N.J.Hafkin は、国際的に具体的統計指標の提示は、データの不足から非常に限られていることを語っている。その中で、コミ「ユニケーション・ICT に関するジェンダー区分のある統計や指標の出所は、少数の国では政府統計であり、インターネット取引が既に大きいか間もなくそうなる大多数の国では、市場調査である」としており、諸国から幾つかの指標値を集めていた。

表1 統計把握が必要な分野 (N.J.Hafkin)

	分野	中項目	指標
1	ICT へのアクセスと利用	インターネットの利用	
		テレコミュニケーションへのアクセス	
2	ICT・テレコミュニケーション産業での就業者	ICT 製造業での就業	職種別 (入力者, プログラマー, システム・アナリスト, ソフトウェア・ハードウェア技術者)
		ICT 利用	
		テレコミュニケーション製造業	
3	教育	コンピュータサイエンス学習者	
4	ICT・テレコミュニケーション政策		
5	テレコミュニケーション・ICT での意思決定への参加	IT 会社の役員会, 上級管理者, 政策・管理機関, 技術的標準制定組織, インターネット, 界一産業と専門組織, 国の政策や管理機関, IT 関連実務省庁, 国際的開発機関の上級管理者やアドバイザー	ICT 企業の上級管理職, コミュニケーション・ICT 関連大臣, ICANN, ITU 研究グループでの女性の数
6	テレコミュニケーション・ICT の影響		

## 5.2 日本における ICT・メディア関係のジェンダー統計の検討に向けて

### 5.2.1 データが必要な項目

以上の国際会議での論議や Hafkin による検討と先に紹介したメディアをめぐる諸点を参考に、まず、今後においてこの分野でデータが備えられるべき項目を表2として暫定的に列挙してみる。

表2 メディア・ICT 領域の必要項目

	分野 (大項目)	狙い・中項目ないし内容区分	必要統計指標
I	メディア		



1	1	メディアの生産・拡大	メディア種類別の企業数, 生産量, 従業者数	
2				
3	2	メディア生産・労働の場の変化	メディア種類別の生産における性別職務分離 (⇒意思決定: 情報・製品企画内容に関係への関与)	
4	3	メディアの消費・利用	メディア機器別所有・購読・聴取状況 利用状況・場所, 目的, 回数, 場所, 時間	
5				
6	4	メディアによる配布情報の内容	教育・啓発等と一方での女性蔑視	
7	5	メディアの影響	教育, 娯楽, 生活の変化とジェンダー既成概念の再生産・強化, 一方での情報発信の自由他	
8	6	メディア教育	メディア従事者育成, メディア利用者教育	
9	7	メディアにおける意思決定への参加	経営管理, 企画・生産指導 企業, 広告	
10				
11	8	メディア政策	政府/メディア団体/規制機関	
12	9	関係市民団体・NGO等の運動		
<b>II ICT</b>				
13	1	ICTの生産・普及	ICT機器の生産・普及	
14	2	ICT生産・労働環境	情報機器生産産業 (職業, 労働条件)	
15		の変化	情報サービス産業 (職業, 労働条件)	
16	3	ICTの利用	利用状況・場所, 目的, 回数, 場所, 時間	
17	4	情報内容	教育・啓発等と一方での女性蔑視	
18	5	ICTの影響	労働・生活諸分野の変容, 効率・便宜性とICT障害, 失敗・被害, デジタル・デバイド等	
19	6	ICT教育・訓練	機器普及・接続状況/小, 中, 高校, 特殊教育学校, 大学, 社会教育, 従業員教育・訓練/教員体制	
20	7	テレコミュニケーション・ICTでの意思決定への参加	IT会社の役員会・上級管理者 政策・管理機関, 技術的標準制定組織, インターネット界 国の政策や管理機関, IT関連実務省庁 国際的開発機関 上級管理者やアドバイザー	
22				
23				
24				
25				
26				
27	8	ICT・テレコミュニケーション政策 (政府・関係団体等)		
28	9	関係市民団体・NGO等の運動		

注: 1)右端の統計指標欄は空白である。分野別の必要項目を詳細化して,必要統計指標に至るのだが,作業はそこまで進んでいない。概念としてこの欄を与えておいた。中区分欄も暫定的である。2)メディアとICTは重なる部分がある。

メディアと ICT の分野について、おおよそ、1. 生産・企画の全体概況、2. 情報提供・生産における就業者、3. アクセス・利用の内容の詳細、4. 提供される情報の内容（コンテンツ）—特に女性についての品位を落とす、あるいは固定的役割分担に基づく描写に注目して—、5. 影響、6. 教育・訓練、7. 当該分野の意思決定への参加、8. 当該分野での政府や関係団体等の政策、9. 市民団体など男女平等に向けての活動における活用、に大別してみた。

ここには、性別を問わない生産・普及・利活用の全体を把握する前提的指標と性別の状況・格差等に立ち入る指標とがあろう。

この表は、実情、実際経過等を確認する事実資料が必要な分野一覧にとどまり、統計指標の確定・入手の可能性を具体的に論じる以前のものである。後に 5.2.3 でふれるが、問題によっては、統計として把握することを要しない場合、あるいは統計指標化や調査自体が困難な項目等を含んでいる。ひとまず、この表を前提して、順次、統計指標による把握が意味あるか、実際に統計の入手が可能かを検討して行こうとしているのである。

## 5.2.2 メディア・ICT のデータ・統計関係文献

表 2 の分野ごとに統計指標を考えるにあたって、一方では、既存のデータ・統計書類を参照と照らし合わせながら、統計指標あるいは入手可能性を具体的に検討していくことになる。そこで、必要項目について統計指標の選定あるいはデータの入手可能性を検討するためにこの分野に関わる日本のデータあるいは統計関係文献を列挙してみる。このリストは、関連業界団体や民間機関の個別調査を細かくは拾い上げてはおらず、関連資料を網羅したものとはいえない。

**統計集** この分野のデータ・統計集としては、以下のものがある。

(i) 電通総研『情報メディア白書』, (ii) 日本情報処理開発協会『情報化白書』, (iii) 総務省『情報通信白書』, (iv) 財団法人デジタルコンテンツ協会『デジタルコンテンツ白書』, (v) 日経マーケットアクセス編『IT 基本データ』, (vi) 同『コンピュータ白書』, (vii) 株式会社生活情報センター『IT 社会総合データブック』, (財) 社会経済生産性本部『レジャー白書』。

**政府統計報告書（継続的調査）** ① 経済産業省『生産動態統計調査』, 『機械統計年報』, 『特定サービス産業実態調査報告書—情報サービス業編』, 『情報処理実態調査』,

② 総務省『通信利用動向調査』（事業所用, 企業編, 世帯編）, 『通信産業基本調査』, 『電気通信事業者数の推移』, 『インターネットサービス提供事業者数の推移』, 『インターネット接続サービスの利用者数等の推移』, 『CATV 契約数』, 『民間衛星放送の有料放送契約数』, 『携帯電話・PHS 契約者数』, 『家計消費状況調査』, 『社会生活基本調査』, 『家計消費状況調査』, 『家計調査』, 『全国消費実態調査』, 『国勢調査』, 『就業構造基本調査』

④ 厚生労働省『賃金構造基本調査（賃金センサス）』

③ 文部科学省『学校における情報教育の実態に関する調査』, 『学校基本調査』

**民間の年報・調査類（継続的調査あるいは出版物）** ①情報処理推進機構・情報処理技術者試験センター「情報処理技術者試験における応募者数・合格者数・合格率の推移」、②(社)電気通信事業者協会「事業者別契約者数」、『テレコムデータブック』、③(社)電子情報技術産業協会『民生用電子機器データ集』、『コンピュータおよび関連装置等出荷統計』、④財団法人インターネット協会監修『インターネット白書』、⑤(社)日本通信販売協会『全国通信販売利用実態調査報告』、⑥(社)日本テレワーク協会『テレワーク白書』

**業界別等年報類（継続的調査あるいは出版物）** ①全国出版協会出版科学研究所『出版指標・年報』、②日本新聞協会『日本新聞年鑑』、③日本レコード協会『日本のレコード産業』、④日本映像ソフト協会『統計調査報告書』、⑤日本映画製作者連盟、⑥有限責任中間法人 カメラ映像機器工業会『日本のカメラ産業』、⑦NHK『NHK年鑑』、⑧(社)日本アミューズメントマシン工業協会他『アミューズメント産業界の実態調査報告書』、⑨コンピュータエンターテインメント協会『CESA ゲーム白書』、⑩[社]日本ABC協会『ABC 雑誌部数・公査レポート』。

**その他（臨時調査あるいは臨時出版物）** 政府（中央と地方）や研究機関あるいは業界団体が臨時的に調査し、まとめた報告書類が多々ある。

政府関係 総務省『情報セキュリティに関する実態調査』他。

以上のデータ・統計書類に即して立ち入った検討が必要だが、これは省略して先へ進む。

### 5.2.3 必要項目での関係データ・統計の入手可能性についての暫定コメント

5.2.2 の文献を参照しながら、5.2.1 で掲げた各分野における必要指標の具体化、とその指標データの入手可能性について個別的にコメントしておく。

① **生産・企画の全体概況** この領域の統計は、この分野の趨勢を諸問題検討の前提的枠組みとしておさえるため、また国際比較、地域間や時系列比較のために、ジェンダー指標にはならないが必要である。メディアと ICT の両方に関して、機器とサービス提供内容の多様化はめまぐるしいが、生産と企画に関する一定の把握は可能であろう。このデータ出所は、政府の生産関係統計、および業種別の業界団体による統計調査、あるいは関連情報・研究団体による小規模調査等である。

② **生産活動における就業者状態** 生産の場での男女の従業者の状況把握をめざす分野である。まず、就業者の把握は、政府統計機関による生産・就業・労働力関係の統計調査によって幾らか可能である。ICT とメディアに絞っての検討は、その調査が、産業、職業、あるいは雇用形態別に小分類まで立ち入り、かつ性別とクロスしていることが必要であるが、『就業構造基本調査』、『特定サービス産業実態調査』とも分類は詳細ではなくクロスが適切でない。わずかに職業小分類を持つ『国勢調査』に依存することになる。労働条件に関しても職業等の詳細分類を求めるなら『賃金構造基本調査』のみ程度である。他には労働研究団体その他の臨時的標本調査による調査結果が一定程度ある。業界団体

等においては、そこに働く就業者の労働状況、特に性別の状況への関心は低い。

- ③ **アクセス・利用の内容** 利用に関しては、場所、目的、回数、時間等が注目される。企業等における利用は、総務省『通信利用動向調査（事業所用、企業編）』が、世帯におけるメディアやICT機器の保有状況や利用状況に関しては、『家計消費状況調査』が、この分野の空白を埋めるものとして2002年から開始され、『同年報（IT関連項目）』が発表されている。しかし、この調査は世帯員には立ち入ることがなく、世帯単位の保有と利用を調べている。わずかに単身者世帯での男女の対比が可能になっている。非単身世帯についても利用の点で性別の世帯員個人についての把握が欲しかった。本稿で示したようにICT利用における性差がますます関心事となる時代に、新調査が世帯中心であるのは惜しまれる。その他では、『通信利用動向調査（世帯編）』、『消費動向調査』、『家計調査』や『全国消費実態調査』によっていくらか把握できる。しかし、この場合は独身者を除くと世帯単位での把握を前提しており、性別には見ることができない。これらへの支出も同じである。生活時間を調べる『社会生活基本調査』が、個人別に世帯構造等関連属性とクロスさせながら集計しており、利用時間等についてのデータは獲得できる。業界団体、研究所、地方自治体による臨時の利用調査は、多様に行われてきている。しかし、標本数の大きさが十分ではなく、男女別の差異への注目も十分ではない。

- ④ **提供される情報の内容** ここでは(i)一方での啓発・教育的内容と、(ii)他方での特に女性についての品位を落とす、あるいは固定的役割分担に基づく描写との地球規模での配布がある。(iii)また、国際会議が指摘するメディアに支配力のある企業・国家による現実描写の偏りや価値観の押し付けがある。(iii)における文化多様性の無視・喪失の危惧も高まっている。ジェンダー問題に関わった国際会議は、このうち(ii)が商業主義とともに増大して、女性の地位向上への大きな障害になることを重大視してきた。内容に関してはむろん表現の自由を保障することとの関連で検討されるべきだが、あからさまな性的・性差別的描写が広く配布されて、幾つかの法的対応による抑止では追いつかないでいる。膨大に配布される情報内容をメディア種類ごとに、女性の関するマイナスの描写として幾つかのレベルを設定して監視することは容易ではない。司法・警察によって犯罪として把握されるケースは、全く氷山の一角にすぎない。ここでは、その一角から全体を類推・推定する手続きの工夫も必要になる。幾つかの民間監視団体の活動とそこから提供されるデータは小規模のものであるが注目される。

- ⑤ **メディア・ICTの普及・利用の影響** ③でみた普及と利用、もうひとつには上の④でふれた情報内容とによって、社会・経済、人々の生活は大きく変容しつつある。この中には、(i)これらメディア・ICTの利用・アクセスを持たない者との格差の拡大がある。(ii)企業活動では、効率化や、顧客・消費者向けの提供製品・サービスの多様化、顧客ニーズにそくした速やかな提供があるが、企業間競争は激化している。生産・有償労働の場では、効率化、利便性—テレワーク、女性起業等の可能性をふくむ—の拡大、があるが、他方では、労働・生産の前提知識の高度化、24時間活動体制、労働密度の、特に精神面

での強化等があり、これがリストラや疲労・障害（さらには過労死）等をもたらしている。(iii)生活の場では、消費者としての企業との関係（商品・サービス購入、銀行、証券会社との取引）に便宜性や費用低下が生じており、多様なチャンネルを通じて教育・訓練を受ける可能性の拡大、多様な情報・文化・娯楽の享受の機会がもたらされているが、他方で、これらメディア・ICTに関わる犯罪・危険・損害そして、不快な思いや、子どもたちへの悪しき影響もある（この影響の度合いに関しては論議があるが）。ジェンダーの視角からは、デジタル・デバイドの克服、生産・労働の場での男女平等の確保、仕事と家族の男女が関与しての両立確保、生活や文化・娯楽での自由な選択可能性の確保と、女性を貶め、固定観念を排除する社会的傾向を強化すること、などが、関心点となっている。

⑥ **教育・訓練** 教育・訓練の対象者は、メディアやICTの企画・生産に従事する者、ICTを企業活動・労働の場での利用者、研究・学習での利用者、一般の生活者としての利用者、など教育・訓練の対象者と内容は多様である。そして、各レベルの学校や養成機関や社会教育、更には職業訓練や仕事上の訓練などでの施設・機器の整備度合い、教育・訓練内容（メディアとICT活用能力の向上と、情報内容への健全な批判力の育成）と適切な教員体制の整備状況、そして、これらへの教育・訓練へのアクセス機会が、男女に対して平等に開かれているかと実際にこれらの機会が生かされているか、が注目点になる。このうち、学校教育に関しては、文部科学省の教育関係調査が、幾らかの統計を与えるが、より立ち入ると、学校教育以外に関してはデータ・統計は十分ではない。

⑦ **当該分野の意思決定への参加** メディアの内容とICTの活用を女性の地位向上に結びつけ、男女共同参画の社会に導くには、メディア・ICTの生産・普及と利用そして教育・訓練のすべて領域にジェンダー視角がとり入れられる必要がある。このような動きを促進する直接的でおそらく最も有力な方法が、これら総ての問題解決の方向・方針を決める、いわゆる意思決定の場に十分な数の女性が居ることである。女性であれば必ず男女共同参画を志向するわけではなく、男性支配の世界において意思決定の場に到達した少数の女性には男性的価値観の者もいる。そして意思決定の場の男性自身が、その分野が男性支配の状況にあることを認識し変革しようとするのが重要である。しかし、男女共同参画が国際的・国内的流れとなっている今日、意思決定の場に多くの女性が存在することは、各分野の制度・政策を男女共同参画に向けたものに変革するうえでより大きな力になりうるだろう。但し、本冊子の第一論文として紹介した **Marcelle** では、この女性参加を追求することに重きをおく方針の是非の検討も指摘している点に留意しておこう。表にも示したようにメディアとICTに関わる国際機関、政府の政策決定機構、関連産業の団体・企業等々の各レベルでの女性割合の統計データはいままで示されたことは無い。この中で、UNESCOがそのウェブサイト、各レベルの職員構成に占める女性を公表しているのは興味深い。こういったデータは当該機関・団体が自ら公表することが望ましい。

研究の側でこのデータを作成するとすれば、各機関・団体の資料を参照するか問い合わせることになる。作業的には根気のいることだが不可能ではあるまい。

- ⑧ **当該分野での政府や関係団体等の政策等** ⑦でみた意思決定のレベルに女性の参加を得ながら、国と地方政府、業界、企業、職場のレベルで、メディア分野と ICT の生産・利用において男女共同参画に寄与する政策が立てられているか、その政策内容が確かなものであるか、が注目点である。ここでは、政策内容の充実度レベルに照応して中央政府から企業・職場までの、政策の有無が問われている。中央政府ではその有無だけがとり上げられ、むしろ政策内容が注目されるのであり、統計にはならない。しかし、都道府県以下の地方、あるいは企業レベル等々での有無になれば、各レベルについての調査を経て統計としてとらえられることはありうる。政策・規制が若干ある目下の状況下では、統計指標としての把握は更に先の課題となる。
- ⑨ **市民団体など男女平等に向けての活動における活用** メディア・ICT の普及は、共同参画を追求する市民団体などの運動においても活用の機会を拡大した。強大な支配力を持つマスメディアが、固定観念に依拠した女性像を、商業主義あるいは政治的配慮によって意識的、あるいは無意識的に広く流布する中では、市民運動による ICT の活用は推奨される場所である。しかし、この動きも、その有無をデータや統計にすることに意味があるのではなく、動きや試みが少数であっても、その内容とどれだけの広がりを持つかが注目されるべきであろう。

### 5.3 今後の作業・研究課題

以上、国際的な論議経過をふまえて、メディアと ICT 分野での重要なジェンダー問題分野をあげ、それぞれでの注目点とそこでの統計指標作成の必要性の有無、あるいはデータ・統計の存在・入手可能性について述べてきた。しかしここでのコメントは、必要統計指標としての具体化やデータの入手可能性に関する本格的な検討以前の予備的なものであった。以下、今後において必要な作業課題や展望・留意点等をいくつか記しておく。

作業課題としては、第一に、国際的な論議をさらに追い、特にこの分野で進んでいる諸国の経験を参照して、必要指標の具体的確定に進む必要がある。とはいえ、これら分野のそれぞれが、多面的・詳細に把握しようとするれば、立ち入ったの大きな検討を要するし、必要指標は多数になる。この場合、信頼できる統計調査等が不足している状況下では、必要（望ましい）指標を掲げながらも、その領域を代表する入手可能な統計指標に絞り込むという手順を要することになる。

第二に、上の 5.2.2 で紹介したデータ・統計関係文献について、より詳しく吟味する必要がある。ここでは、性別対比を持つ政府統計が少ないだろう。このため、業界・関係団体等民間文献のデータ・統計が関係にかなり頼らざるをえない可能性がある。すべてを政府統計に求めることはできない中で、民間等の統計の利用が追求されて良い。

第三に、政府と民間のデータ・統計を問わず、ジェンダー統計視角からの吟味の基準<sup>8</sup>にそって検討されることになる。

第四に、特に、民間統計については、その有効性・利用可能性を求めて良いが、標本数の大きさを中心に調査手続きの妥当性—そして広く「統計の品質」<sup>9</sup>全体—を、しっかり吟味する必要がある。

第五に、メディア・ICT分野では、基準にかなう性別対比を持ち関連属性と適切にクロスされたものは、現状では少ないという可能性を見越すべきだろう。

第五に、この分野の政府と民間のそれぞれの調査にジェンダー統計視角を取り入れる必要を提起すること、この場合、他の分野の統計に対してと同じく、必要な統計が既存統計の調査票から集計にいたる生産過程の部分的改善・補強によって獲得できることを具体的に示す努力が、研究サイドから必要であろう。

第六に、こういった部分的補強では必要統計を生産できないときに、政府あるいは民間統計に対して臨時的調査その他新たな統計調査を要請することになる。ジェンダー視角が薄いメディア・ICT分野においては、政府統計を中心に新調査の要請も必要になってくるだろう。

---

<sup>8</sup> 伊藤陽一（2002）「序 課題,検討視角,検討結果の提示の形式など」の付表1『性別データの収集・整備に関する調査研究報告書』,独立行政法人 国立女性会館。参照しやすいものとして天野晴子(2004)「ジェンダー統計に関する調査研究」の pp.82-83, 国立女性教育会館『研究紀要』第8号

<sup>9</sup> 伊藤陽一訳著・千葉敦史訳（2002）『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文(2)』『統計研究参考資料』(法政大学日本統計研究所) No.79, 伊藤陽一訳著（1999）『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文(2)』『統計研究参考資料』 No.62

